

実際に軽減税率制度が実施されるのは平成31年10月1日からですが、軽減税率制度に対応できるように、日々の実務から少しずつ準備していく必要があります。インボイス制度についても、段階的措置として区分記載請求書等保存方式がありますが、最終的にインボイス制度となるため、それを見据えて体制を整えていくことが大切になります。

軽減税率制度対策準備

- ①インボイス制度に対応したレジ等の導入（軽減税率対策補助金制度あり）
- ②軽減税率対象適用品目の確認
- ③社員教育（お客様対応、制度の把握）
- ④仕入、売上についての帳簿記載事項・方法
- ⑤適用税率判定方法の理解

①②③④については、以前も税務トピックス内でお伝えしているため、今回は⑤の部分についてお話しします。

適用税率判定方法の理解

軽減税率適用となる取引かどうかの判定基準は、意思確認が重要になってきます。※これらは平成30年9月時点の情報です。施行前の情報のため今後変動する可能性があります。

例1. ファストフード店などの飲食店

- i) 商品購入時に、店内飲食または持ち帰りかどうかを確認し、店内飲食の意思表示があり決済が完了しているが、その後持ち帰りに変更した場合。
- ii) 店内飲食後に、残りを持ち帰る場合。

上記の取引時点とは、i) の場合は商品購入時に店内飲食の意思表示をした時点、ii) の場合は飲食料品を提供した時点とされ、いずれも食事の提供であり飲食料品の譲渡にはならないとしています。そのため両方とも**標準税率適用（10%）**となります。

例2. イートインスペースのあるコンビニ

返却の必要なトレイ等を使用している場合は食事の提供と判定し、標準税率適用（10%）とされます。しかし、イートインスペースを自由に利用できるとしている場合は、顧客への意思確認等により判定することになります。

国税庁のHPでは個別事例におけるQ&Aが掲載されております。上記の事例など、お客様より会計のやり直しを求められることも考えられるため、トラブル等の対策についても事前に社員教育等を行い、お客様へ店内掲示等を通じて周知するなどトラブル対策も必要です。